

保護者 様

瀬戸内市立牛窓北小学校
校 長 村 田 里 美

警報等発令にともなう臨時休業等の扱いについて(修正版)

平素より、児童の安全確保につきましてご配慮とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、5 月末より気象庁が発表する気象の警報等の名称が変更されました。それに伴い、本校の警報等発令時について、次のとおり対応させていただきます。テレビ・ラジオ等の気象情報をご確認の上、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 午前6時30分に瀬戸内市に、下記の警報等が発令された場合

ただし報道機関によっては「岡山地域」(岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町)という呼び名が使われることがあります。その場合「瀬戸内市」が含まれているかどうかを必ずご確認ください。

- ☐ レベル5特別警報
- ☐ レベル4危険警報
- ☐ レベル3警報(暴風・大雨・氾濫・大雪・高潮・波浪・津波)
- ☐ レベル2津波注意報

(1) 上記の警報等が、午前6時 30 分に発令されている場合には、臨時休業となります。

午前6時 30 分以降に警報等が解除されても、登校する必要はありません。

(2) 午前6時 30 分以前に上記の警報等が解除された場合には、通常通り登校させてください。

2 児童が在校中に警報等が発令された場合

状況に応じて、下校させることがあります。その際、帰宅連絡(メール・電話)をします。状況によっては、地区の保護者の方に付き添っていただく必要が生じるかもしれません。また、保護者の方にお子さんの引き渡しをさせていただくような事態も想定されますのでよろしくお願いいたします。

3 その他のお願い

(1) 警報等発令の有無にかかわらず、河川や用水の増水・道路の冠水等、通学路が危険な場合は、保護者の判断で自宅に待機し、その状況を学校にご連絡ください。

(2) 学校からの連絡が遅れて、対応に支障をきたすことがありますので、各家庭からの電話による問い合わせはご遠慮ください。

(3) 次の内容について、各家庭でご指導ご確認くださいますようお願いいたします。

- ① 通学路に登下校すること。
- ② 垂れ下った電線に近付いたり触ったりしないこと。
- ③ 浸水中の道路をやむを得ず通る場合は、中央を通ること。
- ④ 増水した河川や用水には、近づかないこと。
- ⑤ やむを得ず留守にしたり、連絡がとれなかったりした場合に、家庭でどのように過ごすのかを、よく話し合っておくこと。

ご家庭内の目につきやすい場所に掲示しておいてください。